

## 入間市介護保険条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(保険料率及び保険料の額)</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>2 前項第1号に該当する第1号被保険者についての同項の各年度における保険料の軽減額は、<u>7,410円</u>とする。</p> <p><u>3 第1項第2号に該当する第1号被保険者についての同項の各年度における保険料の軽減額は、7,410円とする。</u></p> <p><u>4 第1項第3号に該当する第1号被保険者についての同項の各年度における保険料の軽減額は、1,482円とする。</u></p> <p><u>5 保険料の額は、前各項の規定により算定された額の100円未満の端数を切り捨てた額とする。</u></p>	<p>(保険料率及び保険料の額)</p> <p>第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>2 前項第1号に該当する第1号被保険者についての同項の各年度における保険料の軽減額は、<u>2,964円</u>とする。</p> <p><u>3 保険料の額は、前二項の規定により算定された額の100円未満の端数を切り捨てた額とする。</u></p>